

改善報告書

令和 2 年 7 月 20 日

1. 大学名：群馬パース大学

2. 認証評価実施年度：平成 30 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

- 学則及び教授会規程における「教育研究に関する重要事項で学長が定める事項」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-1 について

学則及び教授会規程における「教育研究に関する重要事項で学長が定める事項」について以下のとおり学長が定め、あわせて同内容を教授会規程に規定し（令和元年 9 月 18 日教授会承認）、周知した。

- 教育研究に関する重要事項で学長が定める事項
  - (1) 教育課程の編成に関する事項
  - (2) 教員の教育研究業績審査に関する事項
  - (3) 中長期目標・中長期計画に関する事項

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4-1 の資料

- ・学則（令和 2 年 4 月 1 日現在）
- ・教授会規程（令和 2 年 4 月 1 日現在）

改善報告書

令和 2 年 7 月 20 日

1. 大学名：群馬パース大学

2. 認証評価実施年度：平成 30 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学生の懲戒（退学、停学及び訓告）に関する手続きについては、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、学長が適切に定めるよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-1 について

学生の懲戒（退学、停学及び訓告）に関する手続きを以下のとおり学長が定め、「群馬パース大学 学生の懲戒等に関する規程」に規定し（令和元年 8 月 1 日施行）、その旨、学則に明記した。

● 懲戒（退学、停学及び訓告）に関する手続き

(1) 懲戒対象行為の報告

↓

(2) 調査委員会（当該学生所属学科長及びその他関係教員）の設置

↓

(3) 調査委員会による調査結果を「懲戒処分申出書」にまとめ、学長に提出

↓

(4) 全学懲戒審査委員会（学長、学部長、当該学生所属学科長、教務委員長、学生委員長、学務部長）による審議

↓

(5) 教授会による審議

↓

(6) 学長による懲戒処分の決定

↓

(7) 学長による懲戒処分の告知・懲戒処分の実施

※懲戒処分の告知後、14 日以内に異議申し立てがなされた場合、全学懲戒審査委員会にて速やかに再調査の可否を決定

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4-1 の資料

- ・学則（令和 2 年 4 月 1 日現在）
- ・学生の懲戒等に関する規程（令和 2 年 6 月 1 日現在）

改善報告書

令和 2 年 7 月 20 日

1. 大学名：群馬パース大学

2. 認証評価実施年度：平成 30 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

- 寄附行為等の改正に係る議案について、5 月開催の理事会では、理事会の前にあらかじめ評議員会で意見を聴いていないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-3 について

寄附行為第 20 条（諮問事項）により、次の各号に掲げる事項については、理事会の前にあらかじめ評議員会で意見を聴くことと定めており、指摘以降は規定を順守している。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-3 の資料

- ・ 第 86 回（令和元年 5 月 30 日）理事会議事録
- ・ 第 86 回（令和元年 5 月 30 日）評議員会議事録
- ・ 第 87 回（令和元年 5 月 30 日）理事会議事録